

# フランスにおける家庭経済ソーシャルワーカーの 成立とその養成課程

— 日本に示唆するもの —

佐藤 順子

## 〔抄 録〕

本稿では、初めにフランスにおいて Le conseiller en économie sociale familiale (以下、CESF・家庭経済ソーシャルワーカーと称する) 国家資格が成立するまでの経緯とその変遷について述べる。次に、どのようにして CESF が養成されるかについて焦点をあて、CESF の養成を行っているドゥー県にあるフランシュ=コンテ地方圏社会労働研究所および実習の受入れを行っているドゥー県 Union Départementale des Associations Familiales (UDAF) での聴取り調査をもとに、CESF 国家資格取得のための養成課程と実習についてのアウトラインを紹介し、最後に日本への示唆について考える手がかりを提示するものである。

キーワード：家庭経済ソーシャルワーカー，家庭科教育，社会福祉的介入，家計管理  
支援

## はじめに

Le conseiller en économie sociale familial (以下、CESF または家庭経済ソーシャルワーカー<sup>(1)</sup>と称する) は、フランス独自のソーシャルワーカーであり、2009年9月1日付の労働・労使関係・家族・連帯および都市問題担当省令「職業の定義および介入の状況」によると、その職と職の在り方は次のように定義されている。

すなわち、「CESF は国家資格のソーシャルワーカーであり、日常生活（消費、住居、社会復帰および職業復帰、食生活—健康管理）の領域における評価（evaluation）が職務の中心をなすものである。具体的には、CESF は生活困窮者または収支困難者・住居の確保・多重債務・失業などの問題を抱える者の支援活動を行ない、ソーシャルワーカーとして倫理を重視し、クライアントとの協働作業において介入を行なう。また、CESF による支援活動は人口の高齢化・自立支援・身障者・児童の保護などの領域にもおよび、公的または民間の各種機関・地方

公共団体・社会福祉機関・アソシアシオン<sup>(2)</sup>・公営および民間住宅・宿泊施設・共済保険・国立病院・後見人業務の領域において業務を行う<sup>(3)</sup>とされている。

CESF についての研究は、1991年に石黒由美子「フランスにおける消費者ソーシャルワーカーによる家計管理援助」<sup>(4)</sup>によって初めて日本に紹介され、その後、2010年、陣内恭子によって「家庭経済ソーシャルワーカーの国家資格CESF——家計管理のできる人材育成と資格導入のヒント」<sup>(5)</sup>として家庭経済ソーシャルワーカーの養成システムについての調査が行われ、2011年に佐藤順子がパリ市およびアンジュ市の家族手当金庫における家庭経済ソーシャルワーカーの実践活動について聴き取り調査結果を紹介している<sup>(6)</sup>。

このように、家庭経済ソーシャルワーカーについての先行研究はまだ希少であるが、調査研究の今日的意義は次の点にあると思われる。すなわち、日本では家計管理は個々の世帯の自律にゆだねられており、他者または他機関による家計管理支援の必要性が認識されて来なかった背景があったと言えよう。しかし、状況は大きく変わりつつある。その契機について述べると以下のとおりである。

近年、多重債務問題が社会問題化して国民的関心事となったことを背景に、2010年6月、借り手に対する与信の厳格化を柱にした改正貸金業法が完全施行された。と同時に、改正資金業法完全施行前の2010年4月、金融庁貸金業プロジェクトチーム「改正貸金業法について」によって、「借り手の目線に立った10の方策」が発表され、多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化を趣旨とした次の取組みが標榜された<sup>(7)</sup>。すなわち、返済・新規借入れが困難になった消費者・事業者に対して多重債務のカウンセリングや経営相談を実施し、返済に問題がないと認められる場合には、生活資金・事業資金等の必要な資金を貸し付けるセーフティネットの充実・強化を図っていくことが必要とされている、というものである。

この方策の趣旨である「多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化」の実現を考えると、制度・体制の充実のためには担い手に求められる専門性を涵養することは欠かせない。

本稿で取り上げる家庭経済ソーシャルワーカーは、従来、日本においてソーシャルワーカーが踏み込んで来なかった家庭の経済的問題に取組むことを職務に含んでいる。そのため、職の成立と養成課程について調査研究することは、今日、日本における多重債務をかかえる世帯をはじめ、世帯の経済的問題をはじめとする、生活上の困難さの解決を支援できる人材の育成にあたって示唆を得ることができると考える。

本稿では、初めにフランスにおいてCESF国家資格が成立した経緯について概観し、資格の成立からその変遷について述べる。次に、CESF養成学校と実習先での聴取り調査結果を紹介し、最後に今後の日本への示唆について考えたい。

## I CESFの揺籃期

### 1 CESFの3つの源流

CESFは当初、現在のように職業として成り立つことは想定されていなかった。その源流は17世紀にまでさかのぼり、その出自も異なる経緯をたどって来たと言えよう。資格として創設されるまでには長い時間の経過と遷移があり、ここでは17世紀以降の3つの源流について述べる。

1つ目の流れは、17世紀末に貴族階級の子女に対する家政教育としてドゥ・マントノン夫人がエコール・ド・サンシールを設立したことに端緒がある。その目的は、貴族階級の子女が家庭に入ってから主婦として家計のやりくりなどができるように、一般教養と実践的知識を教えることにあった。その後、19世紀初頭にナポレオン一世の要請に応じてドゥ・カンボン夫人が戦死した軍人の子女を対象としたレジョン・ドヌール学校を設立した。

2つ目の流れは、19世紀後半から起こってきたフランス都市部での動きに起源を発するものである。それは労働者階級の子女を教化するプログラムとして、家庭の整理整頓・貯蓄・老後の備え・衛生に関する知識などを実際の生活に生かすことを目的とした教育であり、また、中産階級の子女に対しては、女性の役割を「妻—母—主婦」として定義し、家庭で果たすべき役割を身につけることを目的とするものであった。

3つ目の流れは、農村に起源を発するものである。農村の過疎化を危惧した地元の名士たちはその防止策として、農村での生活の質を向上させ、若者が農村に残ることを目的とした教育プロジェクトを立ち上げたことにあった。

CESFの成り立ちには以上の3つの流れを源流とし、19世紀に入ると都市および農村で展開を見る。すなわち、1873年にランスに初めての家庭科学校が創設され、1881年にパリで義務教育の補習授業として家庭科の授業が加えられ、1882年には初等教育の課程において家庭科が正式に導入されるに至った。

また、農村部での学校としては1886年にブルターニュ地方のコエット=ローゴンに初の農業家政科学校が創設された。

以上、見てきたようにCESFの業務の端緒は貴族階級や軍人の子女が身につけるべき教養・技能として出発し、その後、労働者階級あるいは中産階級の子女が家庭を切り盛りし、女性役割を遂行するためのツールとして、あるいは農民が生活を向上させるための手立てとして、時代の要請に応じてその役割を担ってきたと言えよう。

その後20世紀に入ると、家庭科教育からCESFの国家資格の成立とその見直しに至るまでの流れを見出すことができ、以下、特徴的な6期に分けて述べる。

## 2 家庭科教育から CESF 国家資格の成立と見直し

### 1. 第1期 家庭科教育の必要性に対する認識

その第1期は1916年～1942年である。この時期、家政教育者が青年および成人を指導し、工場や作業場などの職場または家庭を訪問し、家政に関する研修を行った。1916年にはアメット大司祭の要請により、パリに「社会・家庭・家政研究所」が創設され、それを契機として、1924年～1926年にかけて、特に繊維産業が活発であったフランス北部・東部および南東部の大企業において市民家政科センターが数多く創設されていった。

### 2. 第2期 家庭科教育の義務化

次いで第2期は1942年～1960年である。この時期には、学校教育において家庭科教育が制度化され、1942年、就学した全ての女子に対して100時間の家庭科の科目履修が義務付けられた。

さらに、家庭科は教科として専門学校や農業学校など全ての学校においても導入され、また、家庭科専門の教職課程が創設されたのもこの時期であった。それに伴い、政府による家庭科教員の免許についての統制はより厳密なものとなっていった。

具体的には、1950年10月24日付の省令によって、家庭科教員免状の取得にかかる期間は3年間とされ、第2学年次終了後に実施される試験の合格者のみが第3学年次の課程を履修でき、履修後に免許状が取得できることとなった。

### 3. 第3期 義務教育としての家庭科教育から社会に開かれた家政教育へ

第3期は1959年～1960年で、この時期はフランスの教育改革とも連動して数多くの変革が着手された。

まず、義務教育期間が16歳まで延長されると同時に、それまで行なわれていた家庭科履修の義務付けがなくなった。そのため、家庭科教員の身分は保障されなくなり、義務教育における家庭科教員から家政学を教える専門学校における教員への転身を余儀なくされていった。

一方で、1960年以降のフランスでは社会生活や日常生活が大きな変容を遂げていく。従来の個人商店から大規模なショッピングセンターの開店、新しい家電機器の普及、消費者金融業の発達、新規の販売方法などについて、消費者は正しい知識を持たずに新しい消費環境に適合することが難しくなっていく。その結果、国民が家庭生活を営むにあたって、消費者として生活環境の変化に順応できるよう、新しい知識や技術の習得することが必要となっていった。

こうした状況を踏まえ、広く国民に向けた家政教育が必要であるとの認識が広まり、同時に、家政教育が従前の義務教育における家庭科教育としてではなく、成人に対して行なわれる家政教育としての社会的役割が広く認知されるようになった。

#### 4. 第4期 経済・社会・家族の領域に関する高等技術者免許状の創設

第4期は1960年～1970年で、成人に対する家政教育の必要性が広く認識されて以降、家政学を教える教員を養成する教育機関は教育プログラムと教育方法の見直しに着手していった。

家庭・家政科教育の改良審議会の作業により、1969年6月、省令によって経済・社会・家族の領域に関する高等技術者免許状 (Brevet de Technicien Supérieure. (BTS)) が創設され、その後の1970年5月、通達によって家政学を教える教員の養成センターが私立専門学校に転身を図っていった。

1970年以降は、従来からのCESFの活動領域であった「経済・社会・家族の領域」が「社会福祉」の分野に分類され、特にクライアントに対する規範的で適応主義的なアプローチが見直され、社会の発展や変化を重視したアプローチの重要性が増していった。

この社会の発展や変化を重視したアプローチの特徴として具体的には次の3点が挙げられている。①支援の対象となるグループおよびクライアントの社会的経済的復帰を目標とすること、②クライアントの中にある既存の可能性を活用すること、③コミュニティ内でのクライアントの関係性を重視し、クライアントが主体となって集う場を提供すること、である。

このように、1970年以降のCESFの業務の変化において最も特徴的な点は、クライアントのかかえる課題に対するアプローチが変化したことにある。すなわち、変容する社会に対してクライアントが参入 (insertion) できることを目標に、クライアントの持つ力を活用し、クライアント同士のつながりを重視してクライアントの集う場を提供するというアプローチである。そのためには、課題を中心に据えた包括的なアプローチが必要であることから、専門領域間の垣根が取り払われ、複数の専門領域にまたがる養成科目が必要とされて行ったのである。

#### 5. 第5期 CESF 国家資格の成立

その後、フランソワ・マルカール氏が全国家族手当金庫 (Caisses National d'Allocations Familiales・CNAF) による出資を得て、CESFの養成についての調査を行なった結果、1973年にCESF国家資格免許状が創設される省令が出され、ここに国家資格としての成立を見ることとなった。

#### 6. 第6期 CESF 国家資格の見直し

最終期の1991年～1992年はCESFの職務内容についての見直しが検討され、フランソワ・アバレア氏を中心に、学校および省庁に対して行われた全国レベルでの調査が1994年まで続けられ、CESFの職務改革に先鞭がつけられた。

2006年9月にはCESF資格の改革のための作業グループが設置され、作業グループは国民教育省、社会福祉事業総局、労働組合、使用者、社会経済研究機関の全国団体である Groupement National des Institut Régional du Travail Social (GNI)、ソーシャルワーカーの教育お

よび研究機関のフランスにおける連合体である Association Francaise des Organisms de Formation et de Recherche en Travail Social（AFORTS）などが参画して設置され、2007年12月まで作業が続けられた。

そして2009年9月1日付の省令により、社会福祉的介入による日常生活の広範囲な課題に対応できるCESFの育成に力点が置かれた養成課程を柱とする改革が施行され、現在に至っている<sup>(8)</sup>。

## II 家庭経済ソーシャルワーカーの養成課程

次に、家庭経済ソーシャルワーカーの養成課程について紹介する。

2011年9月に筆者が訪問したドゥー県ブザンソン市にある養成校である Le Institut Régional du Travail Social（IRTS）フランシュ=コンテにおいて使用されているCESF国家資格養成課程における職務の基本事項は表1の通りである<sup>(9)</sup>。

表1 職能の基本事項

職能の領域	職能	職能の指標
DC <sup>(11)</sup> 1/日常生活の領域における社会教育を目的とした助言と評価	DC1A C <sup>(10)</sup> 1.4 消費、住居、社会復帰、食生活—健康管理の領域において技術学習を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>- クライアントのニーズの見極めを行う</li> <li>- 情報やデータを収集する</li> <li>- 収集した情報を選別する</li> <li>- 技術学習内容を作成し、フォローする</li> <li>- データと情報の組織化を行う</li> <li>- 問題を発見し、管轄部署への伝達を行う</li> </ul>
	DC1A C1.5 地元住民と関係機関を交え、ローカルレベルにおける環境の管理のためのプロジェクトを考案、策定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 既に存在する社会資源を完全かつ適切に分析を行う</li> <li>- 実現性のある、状況に応じた解決策を実施する</li> <li>- プロジェクトの方法論の習得と実施を行う</li> </ul>
	DC1A C1.8 提供した業務の質を見極める	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 手順並びに取決めを順守する</li> <li>- 異常と問題を検知する</li> <li>- クライアントの満足度を評価する</li> <li>- 修正策の提案を行う</li> </ul>
	DC1A C1.9 チームの連携、調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 整合性のあるチームのメンバーによる介入をおこなう</li> <li>- 職能を考慮する</li> <li>- さまざまな制約を考慮する</li> <li>- スケジュール策定に参加する</li> <li>- 状況に見合った作業方法を提案する</li> </ul>
	DC1B C1.6 家計の策定；収入・借入書類の作成を行なう	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 収入と支出を見極める</li> <li>- 家計の仕組みを考慮する</li> <li>- 家計のプレゼンテーションを行う</li> </ul>



職能の領域		職能	職能の指標
DC 1/日常生活の領域における社会教育を目的とした助言と評価	DC1B	C1.7 個人向けまたは集団向け活動の予算管理を行う	- 確保された家庭の収入を管理する - バランスシートのプレゼンテーションを行う - 決められた期限を順守する - 定期的なフォローを実施する
	DC1C	C1.1 日常生活に関連した社会現象を分析するための技術的、科学的、法的なモニタリングを行う	- 多種多様な情報源を調査する - 時機を得た情報を活用する - 選定された情報を整理し、発信する - ソーシャルワークに関する問題を明らかにする - 研究を推進する
	DC1C	C1.2 知識、技術、経験の変遷・推移を考慮した上で、自らの実践経験や専門性を時代や状況に合わせる	- 実践や自己評価に関する客観的な分析を行う - 自らの経験を伝授する能力を養う
	DC1C	C1.3 個人、グループ、機関に対し、意思決定の一助となるようなアドバイス業務および/または情報活動を行う	- 消費、住居、社会復帰、食生活、健康管理などの分野において専門資料を探し、収集し、活用する - 収集した情報をまとめ、伝え、配布する - 情報のアップデートを行う - クライアントに向けて適切かつ有用な情報を選択し、提供する - 情報をクライアントに適応した内容とする。
DC2/ 社会福祉の介入	DC2の作業全般を通し、倫理観に根差した姿勢が貫かれなければならない		
	➤ 特に予防的措置として、グループに対する介入を構築する		
ISIC <sup>(12)</sup> 日常生活の領域におけるクライアント集団の利益のための社会福祉的介入	DC2AB	C2. A. 1 日常生活の領域において、グループに対し集団的なアドバイスや情報提供を推進、参加、かつ/または考案、指揮する	- プロジェクトの方法論を実行する - 状況の理解に必要となる全てのデータを収集する - クライアント各人の潜在能力を見出し、価値を見出す - 必要となるパートナーを特定し、動員する - 優先順位のついた行動プランを作成する - 成果を評価する - 修正・調整のための行動を実行する
	DC2AB	C2. A. 2 集団レベルの支援の関係、伴走を実行する C2. A. 3 グループと交渉した支援計画を作成し、伴走、実行する	- グループに対する社会福祉的介入の方法論を実行する - グループを指導するための技術を習熟する - グループ構成員間の衝突や対立に対処するための技術を習熟する - グループダイナミックスの概念を理解する
		➤ 近隣ネットワークの構築・発展に貢献する (例：交流ネットワーク、知識のネットワークなど)	
	DC2AB	C2. A. 4 共通の問題を抱えるグループのメンバーの抱える問題を共有化することを目的とした行動を指揮・指導する	- グループに共通した問題点を見出す - グループ構成員の可能性、潜在能力を見出し、価値づける - グループの組織化および自治を支援する
	➤ 地域の社会福祉プロジェクトの発展に参画する		

職能の領域		職能	職能の指標
ISIC 日常生活の領域 におけるクライ アント集団の利 益のための社会 福祉的介入	DC2AB	C2. A. 5 地域における活力や推進力 を見つけて分析する	- 地域の分析を行う - ニーズの診断を行う - プロジェクト方法論を的確に活用する
	DC2AB	C2. A. 6 地域に既存の活力や推進力 に CEFS の活動を盛り込 み、かつ/または、これらの 創設および展開に参画する	- 地域環境にある社会資源を見つけ動員する - 必要となるパートナーを動員する
➤ 予防的および問題解決の観点からクライアントと共に個別プロジェクトを策定する			
ISAP <sup>(13)</sup> 日常生活の領域 における社会福 祉的介入による クライアントへ の支援	DC2AB	C2. B. 1 クライアントの状況診断を 行う	- 状況の理解に必要なデータを収集、選択、分析する - クライアントの潜在能力を見出し、価値付ける - 複雑な状況を全ての観点から分析する
	DC2AB	C2. B. 2 支援計画を交渉して策定 し、伴走、実行、評価する	- 状況に応じた人間関係構築のための技術を使う - 地域で賄えるリソース（人材・財源など）を動員 する - 行動に優先順位をつける - 実際に得られた成果と当初目標との差を測定する
	DC2AB	C2. B. 3 介入の成果を評価する	- 修正・調整のための行動を定義、実行する - 状況分析の結果をクライアントとシェアする。
ISAF <sup>(14)</sup> 日常生活の領域 における社会福 祉的介入による 指導と教育	DC2C	C2. C. 1 日常生活の領域においてグ ループおよび個人と共に教 育のための行動を考案する	- ニーズの分析に基づき、教育・養成の希望状況を見極め、クライアントまたはグループの関心事項を見つけ出す - グループワーク参加者の知識、能力、知識への関心度などに基づき、参加者と協力して教育養成を作成する - 状況とクライアントに適合した方法を探求し、かつ/または考案する - グループの養成講座（講座内容、目標、評価基準）を企画する
	DC2C	C2. C. 2 指導および教育のための行 動を指揮する	- 指揮・指導の技術を習熟する - クライアントのコンピタンスおよび知識を生かし、評価する
	DC2C	C2. C. 3 実施された行動を評価する	- 評価ツールを考案、構築する - クライアントを交えて、総括表を作成する - 期待成果と実際に得られた成果を分析する
DC3/ 業務の広報	DC3	C3. 1 市民、CESF などやその所 属機関に向けた戦略的な広 報の仕方を考案し、作成す る	- 情報の精密度、新しさ、正確性に留意し、広報内容の選定を行う - クライアントに対し適合した広報手段を選択する - 適合した広報媒体を作成する - 適合した情報テクノロジーを活用する - 情報を処理、管理する（重要な事項を総括、報告書、書簡、活動報告書などの形で整理、レイアウトする）



職能の領域		職能	職能の指標
DC3/ 業務の広報	DC3	C3.2 市民、他職種および所属機関に対する情報伝達を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 職業倫理のルールを守った上で、正確で最新かつ客観的な情報を伝達する</li> <li>- 意思決定の一助となる要素を伝達する。</li> <li>- 質の高い表現によって活力あるプレゼンテーションを行う</li> <li>- 所属機関および CESF の役割を推進する要素を紹介する</li> <li>- 対象者に合わせたプレゼンテーションを行う</li> <li>- 作業ミーティングの進行役としての質を確保し、グループ活動の調整役としての適性を保つ</li> </ul>
	DC3	C3.3 職業倫理に則った職業上の関係の構築を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 相手の話を聞く力、状況を理解する力を身につける</li> <li>- 同僚や他機関との協働と向き合いを意識する</li> </ul>
	DC3	C3.4 CESF の職業上の知識を向上させ、職能の伝授を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>- クライアントの多様性に合わせたメッセージの内容を設定する</li> <li>- 業務実践の概念づくりを行う</li> <li>- 自己評価を行う</li> <li>- 実習先の業務（実習）を行う</li> <li>- 価値観、知識、職業方法論を伝授し、それらを実践する</li> </ul>
	DC4A	C4.2 制度上の論理、組織上の戦略を尊重する	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 制度上、人的、財務上の観点などにおける責務と制約を考慮する</li> </ul>
	DC4A	C4.7 クライアントと共に契約書類の作成に参加する	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約を考案、作成する</li> <li>- 文書を作成する</li> <li>- 上司の承認を得る</li> </ul>
	DC4B	C4.3 所属機関を代表する C4.4 調停の役割を果たす C4.5 交渉の役割を全うする C4.6 支援チームの内部、複数の業務および/または複数の機関にまたがるチーム作業に参加する	<ul style="list-style-type: none"> <li>- クライアントに組織、機関、および/または業務のイメージ、価値観、任務を伝達する</li> <li>- 調停の条件と技術を実施する</li> <li>- 交渉の技術を実行する</li> <li>- 他職種および他機関と協働する</li> <li>- 診断、共同分析、プロジェクトを共同で作成し、実施する</li> </ul>

表1の脚注によると、CEFSは家計に困難をきたしている世帯に対して、家族構成員の役割を考慮した上で、生産と消費の仕組みをより良く理解し、家計管理ができるよう確立された行動がとれるように支援することを目標としている<sup>(15)</sup>。

具体的には、クライアントに伴走するという理念の下で、消費・住居・社会復帰・食生活・健康管理の領域、とりわけ、①「家計の収入と支出を見極める」、②「家計の仕組みを考慮する」、③「家計のプレゼンテーションを行う」、④「確保された家庭の収入を管理する」、⑤「家計のバランスシートのプレゼンテーションを行う」という5つの領域を中心とした家計管

理支援に関する職能の獲得がはじめに置かれていることが、CEFS 養成課程における特徴的な点と言えよう。

### Ⅲ CEFS の実習について

次に、CEFS の実習について述べる。

2009 年 9 月 1 日付の省令では、実習は次の 6 つの事項を習得することを目的としている。

① CEFS 固有の方法論および技術、② 職業人としての姿勢と倫理観、③ クライアントのかかえる社会福祉問題の発見、④ 実習先の組織体制の理解、⑤ クライアントとの関係およびクライアント同士の関係の構築方法、⑥ 関係する他機関・他職種の連携方法など、である<sup>(16)</sup>。

IRTS フランシュ=コンテの管理教育者であるアニエス・フォステルさんによると、経済・社会・家族高等技術者免許状を有する者の場合、1 年間の教育課程において 540 時間の授業を履修し、指定された現場で 560 時間の実習が行われる。

ここではブザンソン市にあるドゥー県 Union Départementale des Associations Familiales (UDAF) でのベルナール・ゴラルさんからの聴き取り結果をもとに、以下、CEFS の実習について述べる。

UDAF はフランスの全土にある組織で、主な業務は、自分で家計管理が困難となった高齢者、障害者や多重債務者に対する収入・支出の管理支援を行なうことである。

例えば、家族手当金庫からの家族手当を子どものために支出せず、カップルまたは夫婦の浪費等のために費消した結果、多重債務におちいって、子どもの養育に対して必要な支弁を果たせない場合、県の社会福祉課が裁判所に通告し、判事の判断を経て、家族手当金庫は家族手当を UDAF に管理を委託する仕組みとなっている。

カップルまたは夫婦が多重債務者である場合には、県多重債務委員会での調停を経て UDAF の職員が家計簿作成指導などの家計管理支援を行なう。そして、クライアントに家計管理能力がついてきたかどうか評価したうえで、家族手当を直接、家族に支給することの適否について家族手当金庫に対して意見を述べることとなる。

ただし、クライアントが認知症の高齢者の場合などは、長期間にわたって UDAF が家計管理を行なうこともある。

実習は、まず実習生が職員の業務の見学や他機関、家庭への同行訪問を行ったのち、実習生が自らクライアントを担当して支援にあたり、また、グループワークを企画・実行するなど、ほぼ職員に近い業務をおこなう。

実習中は IRTS フランシュ=コンテの教員が実習の進捗状況を評価するために訪問し、実習先であるドゥー県 UDF が直接、実習生に対して評価を行うことはない。実習生は卒業後の職

に対する志向が明確であり、授業を通してすでに知識と行動力を身につけており、また、実習前に職員と実習生が面接を行っているため、今まで実習中にトラブルが起きたことはない。

養成学校の卒業後はドゥー県 UDAF に限らず、実習先でそのまま雇用されるケースもある。また、CEFS 有資格者である UDAF の職員が CEFS 養成学校の教員となる場合も多く、実習に関しての意思疎通が上手く図られていると考えている。

以上、CEFS の実習についてアウトラインを述べてきたが、実習生には養成校入学時に面接試験が実施され、実習後は CEFS 国家試験を控えており、また、実習先でそのまま雇用されるケースもあることから、実習生の実習に対する動機付けと実習先でのパフォーマンスは非常に高い。実習に対する評価は実習中の養成校教員によって行われているが、実習内容はむしろ職業訓練に近い形で行なわれていると言えよう。

#### IV 日本への示唆

以上述べてきたように、CEFS 国家資格の成立に至る道筋は次のようにまとめることができよう。すなわち、当初は家庭生活を送るための一般的な知識・技能としての家政教育として広がりを見、のちに、義務教育として家庭科に組み入れられた。その後、家庭科教育は学校教育においてのみではなく、変容する社会生活において有用であることが広く認識されて行った。そして国家資格としての成立後は、社会福祉的介入を基盤とした CEFS の実践活動が広く社会に浸透し、職としての地位を築いてきたと言えよう。

これは、家庭運営に関する知識・技能と社会福祉的介入が一体化されて、ひとびとの生活上の諸問題の解決にあたる、というフランス独自のソーシャルワークの成立が図られたことを意味すると言えよう。

本稿のはじめに述べたように、日本では個々の世帯収支や借金については家庭のプライベートな問題として捉えられ、家計管理は家族あるいは特定の家族構成員による自律にゆだねられているのが現状である。しかし、このような背景を持ちながらも、多重債務題が社会問題化したことを契機として、次に述べるように家計管理支援についてその必要性が認識される時期に来ているのではないか。

##### 1. 生活資金・事業資金の貸付である生活福祉資金貸付事業に関連して

貸金業法改正に伴って、2009年10月より生活福祉資金貸付事業における借受世帯への相談支援の実施が明文化され、総合支援資金に関しては市町村社会福祉協議会または都道府県社会福祉協議会に相談員をおくことができるとされた経過がある。ただし、相談員の勤務形態は常勤・非常勤を問わず、他の業務との兼務が可能とされている。

そして、相談員の業務として次の7つが挙げられている。①借入申込者に対する相談支援 ②貸付けの必要性、妥当性の判断、③実施主体及び関係機関が行なう支援内容の策定、④借入申込者が行なう貸付金償還計画作成の支援、⑤関係機関との連携、⑥貸付期間中又は貸付後の定期的な相談支援、償還指導、⑦制度の周知、である<sup>(17)</sup>。

しかし、相談員は他の業務との兼務が可能とされており、相談員1人当たりの担当世帯数の例示もなされていないことから、貸付と償還支援の両面にわたる支援にまで至っていない実態もみられる<sup>(18)</sup>。また、生活福祉資金貸付事業担当者に対する家計管理支援に関する研修も決して十分な状態であるとは言いがたい現状にある<sup>(19)</sup>。

## 2. 家計管理支援の今後

生活福祉資金貸付事業における相談体制と相談員の現状については上述したとおりであるが、平成24年7月5日付厚生労働省「『生活支援戦略』中間まとめ」において、家計管理支援は貸付と組み合わせるというかたちで施策の達成のために位置づけられた。

具体的には、「生活困窮者支援体制の確立」のなかで、新たなセーフティネットとして「多様な就労機会の確保と家計再建（貸付と相談支援）+居住の確保」を果たす、というものであり、その目的は、就労可能層が生活保護に頼ることがないように、また、生活保護から脱却できることにあるとされている。

しかし、家計再建支援の成否には次の2つの条件が必要であると考ええる。

第1に、資金の借り手等にとって、家計管理支援を受けることに対する自発的なインセンティブを設定することである。筆者が2011年2月に行ったA自治体内の市町村社会福協議会生活福祉資金貸付事業担当者アンケート調査結果によると、申請しても総合生活支援資金貸付に至らなかった理由（複数回答）として、57.1%が「以前の貸付金の償還が完了していない」とされていた。貸付と家計管理支援を組み合わせることで効果を発揮するのはこのような事例においてではないだろうか<sup>(20)</sup>。

第2に、相談員としてのキャリアを形成できる実施体制を整備することである。

同じく2011年2月に筆者が実施した、A自治体内の市町村社会福協議会生活福祉資金貸付事業担当者アンケート調査結果によると、「総合支援資金が加わって相談者が増加しているが、対応する職員の恒常的な人件費が組まれていない」との回答があり、期待された相談業務を行なうまでに至らない実施体制にある。さらに、2012年2月～3月に行ったA自治体内の市町村社会福協議会生活福祉資金貸付事業担当者聞き取り調査結果によると、「相談員の人件費は緊急雇用創出臨時特例交付金によるものであり、恒常的に配置できない」「相談員の人件費は単年度予算であり、次年度以降予算化されるか不透明」など、相談員を配置できない現状についての訴えがあり<sup>(21)</sup>、相談員のキャリア形成には結びついていない実態にあると言えよう。

また、家計管理支援はそれだけを目的とするものではない。家計管理支援は家族のかかえる

問題解決のきっかけとなる役割を果たすべき位置付けにある。そのためには、市町村社会福祉協議会がこれまで貸付相談を通して蓄積してきた相談援助のノウハウを活かす必要があることは言うまでもない<sup>(22)</sup>。そして、支援を求めるクライアントが、自らの状況や環境との関係を改善することを目標に、家計管理支援を行なう必要があると考える。

最後に、フランスにおいて家庭科教員を出自とした CESF がソーシャルワーカーとして発展していった契機についての調査研究は、日本におけるソーシャルワーカーのこれからの発展を考える上で有意義であると考えられるため、今後の研究課題としたい。

〔注〕

- (1) conseiller は「助言を与える、指導する者」の意である（「デイリーコンサイス仏和仏辞典 第2版」三省堂編集所 2011年）が、本稿では conseiller en économie sociale familiale の省令による定義と業務内容から conseiller の邦訳をソーシャルワーカーとした。
- (2) アソシアション (Asosiation) は前掲1によると、「会、協会、組合」の意であるが、フランスではその活動の種類は幅広く、レジャーやスポーツから社会貢献や教育に至るまで多様な組織を指す。
- (3) Arrête du 1<sup>er</sup> Septembre 2009 RELATIF au DIPLÔME d'TAT de conseiller en économie sociale familiale および DIPLÔME d'TAT de conseiller en économie sociale familialeの中から、ANNEX I REFERENTIEN PROFSSIONNEL より引用
- (4) 石黒由美子「フランスにおける消費者ソーシャル・ワーカーによる家計管理援助」『季刊 家計経済研究』1991年冬号 56-73頁
- (5) 陣内恭子「家庭経済ソーシャルワーカーの国家資格 CESF —— 家計管理のできる人材育成と資格導入のヒント」平成21年度厚生労働省社会福祉推進事業費補助研究『多重債務問題と生活再生支援のこれから —— フランスの先進事例から私たちがまなんだこと ——』グリーンコープふくおか 42-50頁 2010年
- (6) 佐藤順子「フランスにおける家庭経済ソーシャルワーカーの実践 —— 家族手当金庫を中心に ——」佛光大学福祉教育開発センター紀要 第8号 151-159頁 2011年
- (7) 金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/housaku.pdf> 「借り手の目線に立った10の方策」より引用（平成24年8月25日閲覧）
- (8) France EFS 資料 *Historique de la profession de conseiller en économie sociale familiale* より引用
- (9) CESF に固有の技術である家計の教育的行動とは、家計に困難をきたす家族に対して行なわれ、家族構成員の役割を考慮した上で、生産と消費の現象についてのクライアントの理解を深め、家計管理が確立できるような行動を指す。  
ブリジット・ブケ、ジャン=イヴ・バレイル監修 「社会福祉事業の批評的新辞典」28-29頁 パイヤール出版社 2006年発行より引用
- (10) C は Competence（職能・コンピタンス）の略
- (11) DC は Domaine de competence（職能の領域）の略
- (12) ISIC (intervention sociale d'intérêt collectif) は集団利益のための社会福祉的介入という概念で、その内容は1988年に社会福祉高等評議会によって構築された。
- (13) ISAP (Intervention sociale d'aide à la personne dans les domaines de la vie quotidienne) は、支援のための社会福祉的介入という概念で、その内容は1996年に社会福祉高等評議会によって構築され、

ソーシャルワーカーによる意図的なクライアントとの相互作用的な活動を指す。

支援を求めるクライアントまたは支援を受け入れるクライアントが、自らの状況や環境との関係を改善し、ソーシャルワーカーがクライアントを巻き込んで行う参加の方法をさす。

ブリジット・ブケ、ジャン=イヴ・バレイル監修 「社会福祉行動の批評的新辞典」321頁 バイヤール出版社 2006年発行より引用

(14) ISIF (Intervention Sociale d'Animation et de Formation dans le domaine de la vie quotidienne の略で、日常生活の領域における社会福祉的介入による指導と教育をさす。

(15) DIPLÔME d'TAT DE Conseiller en économie sociale familiale の中から ANNEX III REFERENTIEN COMPETENCES および Arrête du 1<sup>er</sup> Septembre 2009 RELATIF au DIPLÔME d'TAT de Conseiller en économie sociale familiale の脚注より引用

(16) 前掲 15 より引用

(17) 平成 21 年 7 月 28 日付 厚生労働省社会・援護局長「生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運営について」社援発 0728 第 12 号より引用

(18) 2011 年 2 月に実施した A 自治体内の市町村社会福協議会生活福祉資金貸付事業担当者アンケート調査結果によると、「家計管理能力を問わないため、未返済の問題が生じていると思う」、「経済的につまずけば、坂を転げ落ちるように転落してしまう現在の社会経済状況のなかで、貸付で回復できる世帯はかなり限られており、不正な借り入れをなくし、家計支援の力をもった第 3 の方策が必要」、「借りやすい制度にするよりも、家計管理指導を行ったうえで必要な融資を行うという考え方が必要だが、そのためには専門職の配置が必要であり、経費面の問題がある」などの自由記述が見られた。

佐藤順子「生活福祉資金貸付制度の改正が意味するもの——2009 年改正を中心に」佛教大学 社会福祉学部論集 第 8 号 57-77 頁 2012 年

(19) 同じくアンケート調査結果によると、担当者が参加したことのある研修として「制度の知識に関するもの」が 85.7% と最も多く、次いで「共感・傾聴等の社会福祉援助技術」が 46.4% と続く。一方で今後、担当者が希望する研修として「社会福祉・社会保障制度や施策」が 67.9%、「生活保護や制度」が 57.1%、次いで「世帯の家計管理指導援助」の 42.9% と、参加したことのある研修と希望する研修には乖離があると言えるだろう。

前掲 18 に同じ

(20) 前掲 18 に同じ

(21) 前掲 18 に同じ

(22) 新保美香は 2009 年 10 月の総合支援資金貸付創設以降、社会福祉協議会への生活困難者からの相談件数の増加に伴って、相談対応に必要な住居・生活困難者の姿が把握できた側面があることを指摘している。

新保美香「生活再建を支えるセーフティネットのあり方を考える——生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）をめぐる課題を手がかりに——」『社会福祉研究』第 114 号 61-67 頁 2012 年

貸付の相談窓口である社会福祉協議会が貸付相談を通してどのような生活困難事例を把握し、解決の手がかりとしてどのような役割を果たしたかを明らかにし、発信することが望まれると考える。

#### 【参考文献】

- 1) フランス教育学会 編著「フランス教育の伝統と革新」2009 年 大学教育出版
- 2) 浅野 清編著「学歴社会フランスの学校制度」『成熟社会の教育・家族・雇用システム 日仏の比



- 較から』21-47頁 NTT出版 2005年
- 3) 村田尚紀「フランスにおけるアソシアシオンの現状」『立命館大学人文科学研究紀要』84号 119~145頁 2004年
  - 4) 松村祥子・出雲祐二・藤森宮子「社会福祉に関する日仏用語の研究(2)」『放送大学年報』第23号 97-107頁 2005年
  - 5) ジャック・モロー著 石塚秀雄・中久保邦夫・北島健一訳「社会的経済とは何か」日本経済評論社 1996年
  - 6) ジグムント・パウマン著 伊藤茂訳「新しい貧困 —— 労働, 消費主義, ニュープア ——」青土社 2008年
  - 7) 研究代表者 西村隆男 文部科学省科学研究費 基盤研究(c) 研究課題番号17500501「家計管理能力回復プログラム開発と生活支援アドバイザー制度導入に関する研究」研究報告書
  - 8) 新保美香「生活再建を支えるセーフティネットのあり方を考える —— 生活福祉資金貸付制度(総合支援資金)をめぐる課題を手がかりに ——」『社会福祉研究』第114号 61-67頁 2012年

[謝辞]

聴き取りに調査に応じて頂き、貴重な資料を頂戴した Le Institut Régional du Travail Social フランシュ=コンテのアニエス・フォステルさん、ドゥー県 Union Départementale des Associations Familiales のベルナール・ゴラルルさんに感謝します。

とりわけアニエス・フォステルさんにはドゥー県で働く社会福祉職の方々との懇談会、Le Institut Régional du Travail Social フランシュ=コンテの学生との交流の場、およびフランス CEFS 全国理事会に参加する機会を設けて頂き、CEFS についての理解の援けとなりました。

調査に同行して頂いた横浜国立大学教育人間科学部西村隆男教授ならびに訪問先との連絡調整・通訳・資料翻訳にあたってご協力を頂いた小野あけみ氏に心より感謝します。

本稿は平成23年度佛教大学特別研究費による成果の一部である

(さとう じゅんこ 佛教大学 福祉教育開発センター)  
2012年9月21日受理